

氏名	萩原 力
登録番号	第 19040006 号
事務所名称	アクティブ社労士センター
事務所所在地	山梨県韮崎市藤井町北下條 1495-1
所属社会保険労務士会	山梨県社会保険労務士会
処分内容	2ヶ月の社会保険労務士の業務の停止 (令和4年 11 月 12 日から2ヶ月)
処分理由	<p>法人 A の評議員であった令和元年 11 月 23 日及び同年 12 月 20 日に、当時の法人 A の理事長から、理事選任等に係る不正の請託を受け、現金 10 万円ずつ計 20 万円の供与を受けた(以下「本件不正行為」という。)ものである。</p> <p>なお、本件不正行為により、令和3年3月 17 日に、甲府簡易裁判所から社会福祉法違反として罰金 100 万円の略式命令を受け、同年4月 1 日にその刑が確定している。</p> <p>以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の3に定める懲戒処分事由の「この法律に違反したとき」及び「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。</p>